

第2回国営盛岡南部地区事業構想検討委員会

日時：平成28年9月27日（火）14時00分～16時00分

場所：岩手県公会堂 1階 15号室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - (1) 調査の進め方について
 - (2) 国営盛岡南部地区の事業構想（案）について
 - ・ 営農計画（案）
 - ・ 各施設の現状（機能診断結果）と整備構想
 - ・ 概算事業費
 - ・ 環境配慮
 - (3) その他
- 5 閉 会

【資料一覧】

- ・ 調査の進め方 資料1
- ・ 国営盛岡南部地区 事業構想（案） 資料2
- ・ 委員会の開催予定 資料3

出席者名簿

○ 国営盛岡南部地区事業構想検討委員会

所 属 名 等	氏 名
岩手大学農学部教授	くら しま えい いち 倉 島 栄 一
岩手大学農学部准教授	きの した ゆき お 木 下 幸 雄
岩手大学農学部准教授	やま もと きよ ひと 山 本 清 仁
日本陸水学会	いち かわ もり お 市 川 杜 夫

○ 岩手県(事務局)

農林水産部農村計画課	団体指導・国営担当課長	とう ばい かつ み 東 梅 克 美
	主任主査	みず もと あゆむ 水 本 歩
	主 任	なみ おか ひろ き 並 岡 広 樹
盛岡広域振興局農政部 農村整備室	技術主幹兼農村計画課長	たか はし けん いち 高 橋 賢 一

国営盛岡南部地区事業構想検討委員会設置要領

(目的)

- 第1 この要領は、盛岡南部地区における国営施設機能保全事業実施要領（平成23年4月1日付22農振第2221号農村振興局長通知（以下、「実施要領」という。））第5の3の（1）による申出書の提出における岩手県の意味決定に当たり、第三者の意見を反映させる仕組みを整備することにより、その意思決定過程の透明性・客観性を確保することを目的とする。

(所掌事項)

- 第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 盛岡南部地区における事業構想について調査審議すること。
 - (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、盛岡南部地区事業構想の検討に相当と認められる者のうちから、農林水産部長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。
- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 委員会は農林水産部長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会が調査審議する事項に関し、農林水産部長が必要と認めるときは、土地改良事業の専門的な知見を有する者等に助言者として出席を求めることができる。

(調査審議の時期)

第6 調査審議の時期は、次のとおりとする。

- (1) 実施要領第5の3の(1)に基づき、県が東北農政局長に事業実施の申出をする時。
- (2) その他農林水産部長が必要と認める時。

(調査審議の内容)

第7 調査審議の内容は、事業の規模、費用、効果の妥当性等とする。

(調査審議の基準)

第8 調査審議の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施が、県民の意向及び社会経済情勢に適合し妥当であること。
- (2) 事業の手法が、これに代替する手法と比較して妥当であること。
- (3) 事業の内容が、環境の保全に配慮したものであること。
- (4) 事業に要する費用に見合う効果が得られること。

(委員会の意見)

第9 農林水産部長は、第6に掲げる時期に委員会の意見を参考に、県意思を決定するとともに、東北農政局長に対し、事業実施を申出するものとする。

(庶務)

第10 委員会の庶務は、農林水産部農村計画課において処理する。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月15日から施行する。

(別記)

盛岡南部地区事業構想検討委員会委員

所属	職名	氏名
岩手大学農学部	教授	くらしま えいいち 倉島 栄一
岩手大学農学部	准教授	きのした ゆきお 木下 幸雄
岩手大学農学部	准教授	やまもと きよひと 山本 清仁
日本陸水学会	会員	いちかわ もりお 市川 杜夫
地域代表者		きとう すえぞう 佐藤 末三